

磐梯町地域マーケティング収集分析基盤と地域デジタル通貨との 連携促進業務委託仕様書

1 本仕様書について

本仕様書は、磐梯町(以下、「発注者」という。)が委託先業者(以下、「受注者」という。)に委託する「磐梯町地域マーケティング収集分析基盤と地域デジタル通貨の連携促進業務委託」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、受注者は、本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務名

磐梯町地域マーケティング収集分析基盤と地域デジタル通貨の連携促進業務委託

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月20日(金)までの期間

4 業務の目的

磐梯町の地域マーケティングデータの収集・分析をすることで、マーケティング基盤整備(人材面・システム面)と、磐梯町の地域ブランド力向上による、地域特産品・サービスの付加価値向上と販売量の継続的向上をはかる。

また、デジタル通貨とデジタル住民票の連携機能、AIを活用したマーケティング人材育成支援機能の構築する。

5 業務内容

(1) 企画内容

ア 地域マーケティングデータの仕組みを将来的に地域内事業者へ提供することで経営改善や地域の持続的成長を促すものであること。

イ 磐梯町民、県内外の住民へユニークIDとしてデジタル住民票を発行し、デジタル通貨と連動することでIDに基づく消費活動状況に応じパーソナライズされたインセンティブを提供できるものであること。

ウ 磐梯町の事業者が、来訪者・購買者・寄付者等の属性、ニーズや嗜好をより正確に把握し、磐梯町の製品の魅力向上、地域住民の所得向上に繋げられるものであること。

(2) 実施計画作成

契約締結後、発注者と協議のうえ以下の内容を含んだ実施計画を作成すること。

ア 全体スケジュール

イ 人員体制

(3) 実施体制の構築

総括責任者、各業務の担当者を定め、実施体制を構築すること。

(4) その他

その他、本事業の目的達成に有効な取り組みがある場合には、提案すること。

6 著作者人格権及び著作権

本業務に係る著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者の者を除き、発注者に帰属するものとする。

- (1) 本業務の成果品や作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理することとする。

7 支払条件

発注者は、本業務終了後、業務に係る経費を支払うものとする。

8 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

9 統括責任者

受注者は、本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 業務の実施に係る事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、労働基準法、労働関係基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受注者が、委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 提出物

受注者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

ア 着手届

- イ 総括責任者通知書（任意様式）
- ウ 実施計画
- エ その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ 実績報告書
- ウ その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

12 その他

- (1) 受注者は、参加者との間に発生したトラブルについては、責任を持って対処すること。
- (2) 受注者は、本業務の期間において、発注者との間で随時協議により事業を遂行するものとする。また、発注者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。